

④ 育児用品購入券の使用は1月31日までです

問 こども政策課 TEL 0296-78-3155



育児用品購入券は使用期限が切れてしまうと使用できませんので、期限までにご使用ください。

使用期限 1月 31 日 (土)

詳しくはこちら

⑤ 笠間市総合公園の遊具の利用を一時停止します

問 都市計画課(内線 587)

改修工事のため、ロープウェイの利用を一時停止します。そのほかの遊具は利用可能です。

利用停止期間 1月 19 日 (月) ~ 2月 27 日 (金)

※工事の進捗状況により変更となる場合があります。

場所 笠間市総合公園(笠間市箱田 867-1)

⑥ 皆さんの意見をお聞かせください

問・提出先 茨城県央環境衛生組合(茨城町役場内:〒311-3192 東茨城郡茨城町大字小堤 1080)

TEL 029-291-3531 FAX 029-291-6035 メール k.i.kouiki@kenou-kankyou.jp

笠間市役所 秘書課

次の案件について、パブリック・コメントを行います。実施期間中は、市役所本所、茨城県央環境衛生組合、組合ホームページで案を閲覧できます(組合ホームページ⇒事業紹介⇒パブリック・コメント)。

皆さんのご意見、ご提案をお聞かせください。

案件名 茨城県央環境衛生組合新処理施設整備基本計画(案)

案の趣旨

茨城県央環境衛生組合は、笠間市と茨城町(以下「関係市町」という)において2市町全域を処理対象区域とした新たなし尿処理施設を整備するため、令和6年4月1日に設立した組合です。

今年度、本組合では令和12年度の新施設稼働開始に向け、円滑な事業推進を図るため、施設規模や処理方式、公害防止基準の調査および設定など、施設の基本的な諸条件を定めた「新処理施設整備基本計画」を策定します。

閲覧場所 茨城県央環境衛生組合(茨城町役場 2階)

笠間市役所 秘書課

意見募集期間 1月 19 日 (月) ~ 2月 7 日 (土)

対象 関係市町に住所を有する方、関係市町に事務所または事業所を有する方、

関係市町の事務所または事業所に勤務する方、

関係市町の学校に在学する方、関係市町の納税者



組合ホームページ

意見の提出方法 意見書(閲覧場所に備え付けまたは組合ホームページからダウンロードできます)を窓口に直接または郵便、FAX、メールで提出してください。

※いただいたご意見は住所・氏名などの個人情報を除き、組合ホームページで公表します。

なお、意見に対する個別回答はしません。